

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年 9 月15日

【会社名】

株式会社ジーネクスト

【英訳名】

G-NEXT Inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役 村田 実

【本店の所在の場所】

東京都千代田区平河町二丁目 8 番 9 号

【電話番号】

03-5962-5170(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 管理本部長 中原 真

【最寄りの連絡場所】

東京都千代田区平河町二丁目 8 番 9 号

【電話番号】

03-5962-5170(代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 管理本部長 中原 真

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(株式)

その他の者に対する割当 420,023,700円

(第 8 回新株予約権)

その他の者に対する割当 2,298,636円

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

532,357,236円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,359,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 上記普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行は、2026年9月15日開催の当社取締役会決議によるものです。

2 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	1,359,300株	420,023,700	210,011,850
一般募集	—	—	—
計(総発行株式)	1,359,300株	420,023,700	210,011,850

(注) 1 本株式の募集は第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額です。また、増加する資本準備金の額は、210,011,850円です。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
309	154.5	100株	2026年10月1日(木)	-	2026年10月1日(木)

(注) 1 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金です。

2 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

3 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに株式会社ASK space design(以下「ASK space design」といいます。)、株式会社ADON(以下「ADON」といいます。)及び富士キャピタル有限責任事業組合(以下「富士キャピタル組合」といいます。)それぞれとの間で総数引受契約を締結し、払込期日までに下記払込取扱場所へ発行価額(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。

4 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本株式の発行は行われないうこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジーネクスト 本社	東京都千代田区平河町二丁目 8 番 9 号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 飯田橋支店	東京都新宿区揚場町 1 - 18

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第 8 回新株予約権)】

(1) 【募集の条件】

発行数	17,154個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	2,298,636円
発行価額	新株予約権 1 個につき134円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり1.34円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1 個
申込期間	2026年10月 1 日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社ジーネクスト 管理部 東京都千代田区平河町二丁目 8 番 9 号
払込期日	2026年10月 1 日
割当日	2026年10月 1 日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 飯田橋支店

(注) 1 株式会社ジーネクスト第 8 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行は、2026年 9 月15日開催の当社取締役会決議によるものです。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに株式会社舞花(以下「舞花」といいます。)、SEVEN STAR SYSTEM株式会社(以下「SEVEN STAR SYSTEM」といいます。)及びASK space designそれぞれとの間で総数引受契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。

3 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

4 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5 本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。) なお、当社の単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	1 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,715,400株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株とする。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、本欄第2項及び第3項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。))に応じて調整される。 2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に従って行使価額(同欄第2項に定義する。))の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ 3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。))に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 2 行使価額 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。))は、309円とする。なお、行使価額は、次項第(1)号乃至第(5)号に定めるところに従い調整されることがある。 3 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「新株発行等による行使価額調整式」という。))により行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ (2) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 イ 時価(第(3)号口に定義される。))を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。))(但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。) 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。))の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

	□ 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。 八 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。) 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。)の翌日以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。 但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 二 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。 ホ 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。 $\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。 (3) その他 イ 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 ロ 行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号ホの場合は基準日)に先立つ45取引日(以下に定義する。)目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。 八 新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本項第(2)号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数含まないものとする。 二 行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。
--	---

	(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 イ 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。 ロ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ハ 当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。 ニ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (5) 本項第(1)号乃至本項第(4)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	532,357,236円 (注) すべての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項により、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項記載の資本金等増加限度額から本項に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2026年10月2日から2031年10月1日(但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。 上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。 (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前銀行営業日(振替機関の休業日でない日をいう。) (2) 振替機関が必要であると認めた日 (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。 「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 行使請求の受付場所 株式会社ジーネクスト 管理部 2 行使請求の取次場所 該当事項なし 3 行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 飯田橋支店

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(1) 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。 (2) 当社は、当社取締役会が本新株予約権の取得が必要である旨の決議をした場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たり払込金額にて、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

(注) 1 本第三者割当により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社グループは、ステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」を中核とするソフトウェア事業、顧客課題解決プログラム「SRM Design Lab」、国内外の外国人モニタリングを通じた調査・情報発信サービス「Japan Spark」及びライブコマース支援サービス等から構成されるソリューション事業並びに子会社である株式会社VoXテクノロジーが中心となって運営するハードウェア事業の3事業を展開しており、「世界で1番ステークホルダーの声(Voice of X (以下「VoX」といいます。))を集める『データドリブンな頭脳』を提供する集団」となることを中長期的な経営方針としております。当社は顧客対応窓口向けシステムの開発・販売を祖業として発展し、近時は「Discoveriez AI」の提供開始、「Japan Spark」事業の譲受、株式会社VoXテクノロジーの設立及びライブコマース支援サービスの提供開始等を通じ、事業領域の拡張を進めておりますが、当社の祖業であるソフトウェア事業においては、黒字化に向けて着実に改善が進んでいるものの、収益化の遅れが継続しているほか、生成AIの急速な進展により、従来型のCRMデータベース単体の競争優位性が相対的に低下する可能性が高まっております。単なる情報保管機能、入力負荷の高い業務システム、単体プロダクト及び機能競争に依拠した差別化は、AI時代において代替圧力を受けやすいと考えており、今後は「VoXを経営成果へ変換するOS(Operating System)」として、AI前提の運用設計、業界特化型のサービス展開及びパートナーとの共同事業化が必要であると認識しております。

また、当社は、2026年7月時点でグループ単体約1億円の現預金を保有しているものの、今後12か月程度の資金需要として、運転資金に加え、新規事業・サービス開発資金、M&A・資本業務提携関連資金を含めると、10億円程度の資金需要を見込んでおります。加えて、第7回新株予約権については株価動向等の影響により十分な行使が進まず、想定していた約2億5,000万円規模の資金調達が実現しなかったことから、今後の事業展開及び財務基盤の強化のためには、より確実性と機動性のある資金調達手段を講じる必要があると判断しております。

当社が喫緊の経営課題として認識している事項は、祖業であるソフトウェア事業「Discoveriez」の収益化の遅れ、生成AIの台頭による既存事業への競争圧力、AIデータセンターをはじめとする周辺事業の成長加速の必要性、成長途上にあるハードウェア事業への人的投資の必要性、アルメニアに所在するAIデータセンターと提携したGPU(Graphics Processing Unit)クラウドのレンタルサービスの日本向けローカライズ展開やAIデータセンター関連市場への本格参入、及び資本業務提携先を含めた事業再生の必要性であります。さらに、取引先、金融機関及び監査法人等からは、業績回復及び祖業の収益化、すなわち継続企業の前提に関する注記の解消可能性に対する懸念が示されております。

当社は、短期的には、祖業であるソフトウェア事業の収益化、運転資金及び投資資金の確保、生成AI分野への投資継続並びに資本業務提携候補先との事業構築を進める必要があると考えております。一方、中長期的には、ソフトウェア事業、ハードウェア事業及びソリューション事業を三位一体で展開し、AIコンタクトセンター、AIデータセンター、AIソリューション、Physical AI等の新たな事業ポートフォリオを構築し、ボラティリティの低い収益基盤へ転換する方針であります。なお、当社の既存プロダクトである「Discoveriez」は、顧客対応履歴、問い合わせ内容、対応ステータス、対応結果等を一元的に蓄積・管理する顧客管理システムであり、顧客接点から発生するデータを業務改善に活用するための基盤であるところ、今後、当社が事業の核として展開を予定しているAIコンタクトセンター、AIデータセンター、AIソリューションは、いずれも顧客対応、稼働状況、インシデント、データ解析等を通じて継続的にデータが発生する領域であり、「Discoveriez」との親和性が高く、ソフトウェア事業の拡大にも資する取組みであると考えております。

上記のとおり、当社は、現在、明確なビジョン・事業戦略を有していますが、それを迅速かつ確実に推進するための資金手当てとして、第三者割当による本株式及び本新株予約権の発行(以下「本第三者割当」といいます。)を実施することを決定いたしました。本第三者割当により調達する資金については、新規事業・サービス開発資金、運転資金、M&A・資本業務提携先開拓資金に充当します。

(2) 資金調達方法の選択理由

資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対して本株式（調達額420,023,700円）及び本新株予約権（最大調達額532,357,236円）を第三者割当の方法によって割り当てるものです。本株式については払込期日に資金を調達することができ、本新株予約権については割当予定先による行使によって段階的に資金を調達する仕組みとなっております。

資金調達方法の選択理由

当社は、上記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討してまいりました。当社は、本株式の発行により、当社の短期的な資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、新株発行による増資を今回の資金調達に含めることといたしました。また、中期的には更なる資金需要及び資本の積増しに係るニーズがありますが、これらについては、即時の希薄化を抑え既存株主の利益に配慮するため、段階的に行使が進むことにより資金の調達及び資本の増強が可能となる本新株予約権に拠ることが適切であると考え、今般の資金調達方法を選択いたしました。なお、本新株予約権については、本株式の発行による資金調達に基づき事業、財務の安定化が進み、当社の株価が上昇したところで、割当予定先による行使が進むことを期待したものでありますが、かかる方針を変更する必要がある事態が生じた場合に備えるため、当社の裁量により本新株予約権を取得することが可能となる取得条項を付しております。

また、当社が今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本第三者割当による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

〔メリット〕

- () 本株式の発行により、発行時に一定の資金の調達をすることが可能となります。
- () 新株予約権は割当を受けた者の行使に基づき株式が交付されるものであり、株式の発行と異なり即座に希薄化が生じる訳ではないため、全額を株式の発行で賄う場合に比して、既存株主に対する希薄化のインパクトが抑えられます。
- () 本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,715,400株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されています。
- () 本新株予約権の行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日(2026年9月14日)の当社普通株式の終値に9.91%のディスカウントを付した金額に固定されています。修正条項が付されていない分、資金調達のスピード感や蓋然性は低くなりますが、行使が進んだ場合には、当初想定したどおりの金額の資金を調達することが可能となります。
- () 本新株予約権が行使された場合、行使価額に相当する金額の分だけ資本金及び資本準備金が増加するため、財務健全性指標が上昇します。

〔デメリット〕

- () 本株式の発行により、25.06%(本株式に係る議決権数を2026年3月31日現在の総議決権数で除して算出)という比較的大規模な希薄化が即時に生じます。
- () 本株式については即座の資金調達が可能ですが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではありません。
- () 当社の株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合には、本新株予約権の行使が進まず、行使完了までには一定の期間が必要となります。
- () 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- () 第三者割当方式という当社と特定の割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

(他の資金調達方法との比較)

- () 公募増資等により今回調達する資金の全額を調達しようとする、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

- () 普通社債又は借入れによる資金調達では、調達金額が全額負債として計上され、本第三者割当において調達するのと同規模の資金をすべて負債により調達した場合、財務健全性及びそれに対する外部からの評価が低下する可能性があります。
- () 株主割当増資では出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- () いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。
- () 行使価額修正条項付の新株予約権には、様々な設計がありますが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的です。行使価額修正条項付の新株予約権は、行使の蓋然性が高まる一方、現状の株価水準よりも低い価格での行使がなされ、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくありません。今般の資金調達に際しては、本株式の発行により当面必要な資金を確保しつつ、本新株予約権については、行使価額を固定し、株価が堅調に推移した場合に行使が行われることにより、既存株主の株式価値を損なうことなく、追加的な資金調達は当初の予定どおりの金額規模で達成できます。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は当社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えております。
- () 転換社債型新株予約権付社債は、発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が必要となること現時点でかかる資金を確保できるかが定かではありません。また、転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債の場合、株価が当初の転換価額より低い水準で推移したとしても転換される可能性があります。転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しません。そして、転換価額が下方修正された場合には、潜在株式数が増加し希薄化の規模も大きくなります。今般、当社が既存株主の皆様へ財務健全化、事業戦略の推進による成長の道筋を示すに当たっては、できる限り予測可能性を持ちやすい形で行うことが適切であると考えており、希薄化の規模を当社がコントロールすることができない転換価額修正条項付の転換社債型新株予約権付社債は適切ではないと判断しました。

2 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法その他合理的な方法により通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社の口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生します。

3 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付します。

4 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
952,380,936	10,150,000	942,230,936

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用(3,500,000円)、第三者算定機関報酬費用(2,000,000円)、第三者委員会報酬費用(2,100,000円)、反社会的勢力調査費用(120,000円)、本有価証券届出書作成費用(650,000円)、登記関連費用(1,700,000円)及び東京証券取引所に支払う新株券等の発行等に係る料金(80,000円)です。
- 3 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

差引手取概算額942,230,936円につきましては、一層の事業拡大及び収益力の向上のための資金に、2029年3月までに充当する予定です。かかる資金の内訳については、以下のとおりです。なお、調達した資金は、実際の支出までは当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

< 本株式及び本新株予約権の発行に係る手取金の使途 >

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新規事業・サービス開発資金	320	2026年10月～2028年11月
運転資金	97	2026年10月～2027年9月
合計	417	

< 本新株予約権の行使に係る手取金の使途 >

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
新規事業・サービス開発資金	130	2026年11月～2029年3月
M&A・資本業務提携先開拓資金	395	2026年11月～2029年3月
合計	525	

支出予定時期に記載の期間中に本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、差引手取概算額は減少します。当該期間中に本新株予約権の全部又は一部の行使が行われず、本新株予約権の行使による調達資金の額が支出予定額よりも不足した場合においては、自己資金の活用及び銀行借入等他の方法による資金調達の実施により上記の使途への充当を行う可能性があります。なお、本新株予約権の行使に係る手取金の支出予定時期の終わりは2029年3月と、本新株予約権の行使期間の終わり(2031年10月)より早いタイミングに設定していますが、これは、本株式の発行による資金調達に基づき事業、財務の安定化が進み、当社の株価が上昇したところで、割当予定先による行使が早期に進むことを期待したものであります。

<手取金の使途について>

新規事業・サービス開発資金

当社は、新規事業・サービス開発資金として450百万円を充当する予定であります。具体的には、音声AIエージェントを活用したAIコンタクトセンタープロダクトをはじめとするAIサービス開発に関連するソフトウェア・AI/IoT基盤の開発投資や、AIデータセンター、Physical AI等の新たな事業ポートフォリオの構築のための費用に充当する予定であります。上記のような新規事業・サービス開発に資金を振り向ける理由は、当社の祖業である「Discoveriez」が、AIの進展により、単なる記録・保管機能又は単体業務システムとしての価値のみでは中長期的な差別化が困難となりつつあるためです。当社は、今後、「Discoveriez単体で課題解決を提供する」発想から、「ステークホルダーの声を含むデータ活用全体で課題解決を提供する」発想へ転換し、他社との共同商品化、共同事業化及び高粗利・標準化・再現性を重視した新たな事業ポートフォリオの構築を進める方針であります。当該資金の充当により、当社は新たな事業ポートフォリオの確立、売上高及び売上総利益の向上、営業利益の改善並びに定常的な黒字化を目指す方針です。

運転資金

当社は、運転資金として97百万円を充当する予定であります。具体的には、当社が今後の成長領域として取り組むAIデータセンター関連事業及び音声AIコンタクトセンタープロダクトの立ち上げに必要な社内体制整備費用として、2026年10月から2027年9月までの期間における人件費、法定福利費、採用費及び事業立ち上げに伴う諸経費に充当する予定であります。

AIデータセンター関連事業については、コンテナデータセンター関連商品の仕入・販売、設置・接続標準化、PoC検証、保守・サポートメニューの整備等を推進するため、事業開発、インフラ・ネットワーク、導入・運用支援等を担う人員の採用を予定しております。また、音声AIコンタクトセンタープロダクトについては、インバウンド及びアウトバウンド双方に対応するAIエージェント、チューニング基盤及び分析基盤の開発・導入を推進するため、プロダクト開発、AI・音声連携、導入支援等を担う人員の採用を予定しております。

当該運転資金の内訳としては、AIデータセンター関連事業に約46百万円、音声AI開発事業に約51百万円を充当する予定であります。

M&A・資本業務提携先開拓資金

当社は、M&A・資本業務提携先開拓資金として395百万円を充当する予定であります。具体的には、日本国内を中心として、当社のソフトウェア事業、ソリューション事業及びハードウェア事業との親和性が高い会社の買収資金並びにそれらに伴うM&A仲介会社への手数料等の費用に充当する予定であり、1社当たり数千万円から5億円程度を想定し、今後、3社程度のM&A及び資本業務提携を推進する方針であります。特に、今後、中核的な事業として展開する予定であるAIコンタクトセンター、AIデータセンター、AIソリューションのサービス基盤の確立、拡大に資するM&A、資本業務提携に注力してまいります。なお、これまでの当社におけるM&Aの実績として、「Japan Spark」事業の譲受があります。

当社は、M&A及び資本業務提携の機会を継続的に検討していますが、投資機会に迅速に対応し、売主に対する交渉力及び他の買主候補に対する競争力を確保するためには、十分な投資余力を保持しておくことが必要不可欠であると判断しております。なお、現時点で具体的な検討が進み、成立の確度が高まっている案件はありません。

< 前回の資金調達における資金使途 >

当社は、2024年7月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、2024年8月13日に、第三者割当により新株式766,300株、第7回新株予約権12,013個を発行いたしました。かかる第三者割当により調達した資金の充当状況は、以下のとおりです。なお、これらの発行時に策定した資金使途に関する事項について、変更は加えておりません。

(新株式及び第7回新株予約権の発行に係る手取金の使途)

具体的な使途	充当予定額(百万円)	充当状況(百万円)	充当時期
「Discoveriez」における品質改善・AIプロダクトへの投資	77	77	2024年10月～2025年3月
人材採用・組織再整備	13	13	2025年1月～2025年3月
運転資金	138	138	2024年9月～2025年3月
合計	228	228	

(第7回新株予約権の行使に係る手取金の使途)

具体的な使途	充当予定額(百万円)	充当状況(百万円)	充当時期
「Discoveriez」における品質改善・AIプロダクトへの投資	200	85	2025年4月～2026年2月
人材採用・組織再整備	100	43	2025年4月～2026年2月
運転資金	95	21	2025年4月～2026年2月
合計	395	149	

(注) 第7回新株予約権は、その行使期間である2024年8月14日から2026年3月31日までの間に4,500個が行使され、当社はこれにより149百万円を調達しました。行使されなかった7,513個は行使期間の満了により消滅しました。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係

(a) ASK space design

a．割当予定先の概要	名称	株式会社ASK space design
	本店の所在地	東京都千代田区三番町 2 番地 4
	代表者の役職・氏名	代表取締役 齋藤 理
	事業内容	投資事業、不動産企画、設計、コンサルティング事業、不動産管理運営事業 他
	資本金	50,000,000円
	設立年月日	2019年11月 7 日
	大株主及び持株比率	ASK PLANNING株式会社 100%
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(b) ADON

a．割当予定先の概要	名称	株式会社ADON
	本店の所在地	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目27番 7 号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 野田 潤
	事業内容	有料職業紹介事業 インターネットのホームページの企画立案、制作及び保守 インターネットでのサーバーの設置及びその管理 インターネットに関する総合コンサルティング 営業代行及び販売代行、営業支援及び販売支援 営業及び販売に関する総合コンサルティング 経営コンサルティング
	資本金	5,000,000円
	設立年月日	2012年 7 月24日
	大株主及び持株比率	野田 潤 51% 上原 隼人 49%
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(c) 富士キャピタル組合

a．割当予定先の概要	名称	富士キャピタル有限責任事業組合
	所在地	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目7番7 - 3511号
	出資の総額	2円
	組成目的	不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理等
	主たる出資者及び出資比率	組合員 Maximus合同会社 50% 組合員 山下 卓宏 50%
b．業務執行組合員等に関する事項	名称	Maximus合同会社
	所在地	大阪市中央区高麗橋一丁目7番7 - 3511号
	代表者の役職・氏名	代表社員 山下 卓宏
	事業内容	M&A支援、投資業務、コンサルティング等
	資本金	1,000,000円
	主たる出資者及び出資比率	山下 卓宏 100%
c．提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。
d．提出者と業務執行組合員等との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(d) 舞花

a．割当予定先の概要	名称	株式会社舞花
	本店の所在地	東京都港区赤坂5丁目2番33号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 尾池 善彦
	事業内容	企業ガバナンスに関するコンサルティング、経営コンサルティング、投資有価証券の売買・運用・保有
	資本金	3,000,000円
	設立年月日	2015年12月1日
	大株主及び持株比率	尾池 善彦 100%
b．提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先は、当社普通株式1,208,500株を保有しています。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社は、割当予定先との間で、2024年7月26日付で資本提携契約を締結しています。

(e) SEVEN STAR SYSTEM

a . 割当予定先の概要	名称	SEVEN STAR SYSTEM株式会社
	本店の所在地	東京都中央区新富 1 - 9 - 9
	代表者の役職・氏名	代表取締役 葛月 君
	事業内容	ブロックチェーン技術に関連するセキュリティサービス、コンサルティング事業
	資本金	20,000,000円
	設立年月日	2016年 6 月29日
	大株主及び持株比率	坂本 麻美 51%
b . 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

(3) 割当予定先の選定理由

(a) ASK space design

ASK space designは、投資事業、不動産金融事業及び不動産管理運営事業等を営む会社ですが、当社と同社は、2025年12月頃、SEVEN STAR SYSTEMの大株主である坂本麻美氏からの紹介によって接点を持つに至りました。その後、2026年2月頃から、ASK space designを中心とするグループにおけるDX戦略、事業連携先及び投資先との連携可能性等をテーマとして協議を開始し、複数回にわたり協議を重ねてまいりました。

足元では、両社の協業領域として、AIコンタクトセンター、AIデータセンター、社会課題解決の3軸を中心に、具体的な協業可能性を検討しております。具体的には、AIコンタクトセンター領域では、当社の顧客対応・コンタクトセンター領域の知見及びAI活用方針と、ASK space designが属するグループが有する案件ネットワーク・投資判断機能を組み合わせ、AIによる顧客対応の自動化、BPO・コンタクトセンター会社へのAI導入及びロールアップ等を検討しております。AIデータセンター領域では、当該グループの不動産・信用・ネットワークと、当社が推進するGPU、サーバー、水冷設備、コンテナ型データセンター等の事業機会を組み合わせ、AI需要に対応するデータセンター関連事業の構築を検討しております。また、社会課題解決領域では、人手不足、介護、地域課題、防災・インフラ等の課題に対して、AI・DX及び両社の事業基盤を活用した事業創出を検討しております。

最終的に当社がASK space designを本株式及び本新株予約権の割当予定先に選定した主たる理由は、第一に、上記の3軸における事業親和性及び当事業に対する理解が見込まれること、第二に、同社及びその関係者が有する資金力、経営経験及び対外的信用力が、当社の財務基盤強化並びに今後の成長戦略遂行に資すると判断したことによります。さらに、同社は、本株式を中長期的に保有する方針を有しており、当社の企業価値向上に中長期的に関与する意思を有する先であると認識しております。当社は、同社に対して本株式を割り当てることにより、即時の資本増強を図ると共に、資本業務提携を含む事業シナジーの早期創出を実現することができると判断し、同社を本株式の割当予定先として選定いたしました。また、同社には本株式に加えて本新株予約権の割当ても行いますが、段階的な資金供給と協業進捗に連動した関係構築の観点から合理性があると考えております。

(b) ADON

ADONは、有料職業紹介事業、インターネット関連事業、営業支援・販売支援及び経営コンサルティング等を目的とする会社であり、当社とは、AI開発・GPU関連領域を中心とした協業可能性について継続的に協議を行っております。具体的には、当社におけるDiscoveriezの改修計画について、同社より考察・助言を受けた実績があるほか、AI関連ソリューションに係る企画、開発、導入又は販売面での連携、AI駆動開発、GPU関連案件の引き合い等を通じ、当社の事業領域との親和性及び案件ベースでの事業シナジーが見込まれることを確認しております。

最終的に当社がADONを本株式の割当予定先に選定した主たる理由は、第一に、同社との間でAI駆動開発・GPU関連分野における具体的な協議が進んでおり、当社のAI関連ソリューション展開において協業余地があると判断したこと、第二に、Discoveriezの改修計画に関して考察・助言を行うなど、当社の課題及び事業方針に対する理解と協力姿勢が認められること、第三に、同社が本株式を中長期的に保有する方針を示しており、当社の中長期的な企業価値向上に向けた協業関係の構築が期待できることによります。当社は、同社に本株式を割り当てることにより、資本面の強化に加え、AI関連ソリューション及びGPU関連案件を含む事業シナジーの創出を図ることができると判断し、同社を割当予定先として選定いたしました。

(c) 富士キャピタル組合

富士キャピタル組合は不動産の売買、賃貸借仲介及び管理等を行う組合であります。同組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏とは、2026年2月に当社代表取締役の村田実の知人の紹介により接点を持ち、資金支援を含めた相談を開始してまいりました。当社の事業内容へのご評価、並びに今回の当社の資金調達の計画及び意義にご賛同いただいたことにより、本株式の引受けに応じていただきました。

(d) 舞花

当社は、舞花との間で、2024年6月に資本提携に関する基本合意書を締結し、同年7月には資本提携契約の締結及び第三者割当による株式及び第7回新株予約権の発行を行い、資本提携関係を構築しました。同社は、2026年3月31日時点において当社の筆頭株主であり、当社の経営体制、事業内容及び成長戦略に対して既に一定の理解を有していると考えております。

当社は、祖業であるソフトウェア事業の収益力改善に加え、ソフトウェア・ハードウェア・ソリューションを横断する新たな事業ポートフォリオの構築を進めているところ、そのためには、既存株主であり当社の事業方針及び経営再建の方向性に理解を有する同社から、中長期的な視点で追加的な資金供給余力を確保することが重要であると判断しました。そこで、当社から同社に対して、当社による資金調達への参画を打診したところ、同社から、第7回新株予約権が一部未行使に終わったことも踏まえ、一定量の新株予約権を引き受けることが可能である旨の回答を得ました。

舞花に対して本新株予約権を割り当てることにより、当社は既存の資本関係を基礎としつつ、今後の事業進捗及び株価動向を踏まえた段階的な資金供給を受け得る体制を構築できるものと考えております。また、同社は既存株主として中長期的な企業価値向上を志向しているものと認識しており、当社の成長と企業価値向上に一定の継続関与が期待できる点も、同社を割当予定先として選定する理由であります。

(e) SEVEN STAR SYSTEM

SEVEN STAR SYSTEMは、Xiamen SlowMist Technology Co., Ltd.(通称SlowMist)を資本提携先とする日本本社の企業です。同社は、ブロックチェーンのセキュリティに特化したサービスを提供するほか、システムプロダクトのセキュリティに関するコンサルティング会社です。

当社と同社は、2025年10月、当社の業務提携先であるONFET PTE. LTD.の共同創業者である手塚満氏からの紹介により、接点を持つに至りました。その後、2025年12月頃から、当社サービスであるDiscoveriez関連プロダクトやAIデータセンター関連のセキュリティ分野での連携やweb3.0における協業可能性等をテーマとして協議を開始し、複数回にわたり協議を重ねてまいりました。その協議の過程において、当社は、今後、AI関連事業、AIデータセンター関連分野、事業連携先との共同展開等を推進する方針であり、その中で、事業連携の起点となり得る先又は当社の成長戦略に理解を示す先との関係を中長期的に強化することが重要であると考えておりますが、SEVEN STAR SYSTEMはかかる関係先に該当すると考えています。さらに、当社は、同社との間で、将来的なAI関連事業、事業開発又は提携先開拓に関する協力可能性も視野に入れており、ASK space designとも連携をすることで、相乗効果を図る予定です。このように同社と当社は、今後、両社の協業の内容をより具体化していく必要があることから、同社に対しては、直ちに議決権を伴う普通株式ではなく、当社の事業進展及び株価動向に応じた段階的な資本関係の構築を図ることが可能になる新株予約権を割り当てることにいたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

(a) 本株式

割当予定先の名称	割当株式数
ASK space design	647,300株
ADON	388,300株
富士キャピタル組合	323,700株

(b) 本新株予約権

割当予定先の名称	割当新株予約権数
舞花	10,680個
SEVEN STAR SYSTEM	3,237個
ASK space design	3,237個

本新株予約権の割当予定先に割り当てられる本新株予約権の目的である株式の数は1,715,400株です。

なお、本新株予約権の目的である株式の総数は、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。

(5) 株券等の保有方針

(a) ASK space design

ASK space designからは、本株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につき、短期的な売却益を目的とするものではなく、中長期保有の方針を有しており、AIコンタクトセンター、AIデータセンター及び社会課題解決の3軸における協業推進を通じた、当社の中長期的な企業価値向上を見据えた投資であるとの説明を受けております。また、本新株予約権については、短期的な売買益の獲得を目的とするものではなく、当社の資金需要及び協業進捗に応じた段階的な行使を想定している旨の説明を受けております。

なお、当社は、ASK space designから、払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(b) ADON

ADONからは、本株式につき、短期的な売却益を目的とするものではなく、中長期保有の方針を有している旨の説明を受けております。また、同社は、AI関連ソリューション及びGPU関連案件等について、案件ベースで当社との事業シナジーを検討していく意向を有しており、当社としても、同社による中長期的な保有及び協業の継続が当社の企業価値向上に資するものと認識しております。

なお、当社は、ADONから、払込期日から2年以内に本第三者割当により取得する本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を書面にて当社に報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(c) 富士キャピタル組合

富士キャピタル組合の保有方針に関しましては、基本的には純投資とのことであり、今回引き受ける本株式について、短期から中期の保有を基本的な方針とし、当社の株価や出来高次第では本株式を売却することもあるとの意向を当社代表取締役である村田実が富士キャピタル組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏より口頭にて確認しております。なお、本株式を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら売却する旨、当社代表取締役である村田実が富士キャピタル組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏より口頭にて表明いただいております。

(d) 舞花

舞花については、既存株主として当社の企業価値向上を志向し、中長期的な観点から本新株予約権を取得するものであり、本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない旨の説明を受けております。但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、その後の行使のための資金を捻出することを見据えて、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しながら、売却する方針であるとのことです。

(e) SEVEN STAR SYSTEM

SEVEN STAR SYSTEMからは、本新株予約権について、当社との事業上の接点及び今後の協力可能性を踏まえ、中長期的な関係維持を前提とした保有を想定している旨の説明がありました。但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、その後の行使のための資金を捻出することを見据えて、当社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しながら、売却する方針であるとのことです。

(6) 払込みに要する資金等の状況

(a) ASK space design

ASK space designについては、その保有する取引銀行に係る口座残高の写し（2026年9月2日付）の提供を受け確認したところ、その残高はASK space designが引き受ける本株式及び本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていました。

本新株予約権の行使に係る払込金額については、上記の預金により一部を賄うと共に、行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けております。

(b) ADON

ADONについては、同社の代表取締役である野田潤氏の知人である方が代表を務めるユニバーサルソリューション株式会社から借り入れた1億2,000万円で、本株式に係る払込金額を支払うとのことです。かかる借入れに係るユニバーサルソリューション株式会社及びADONの間の2026年8月28日付金銭消費貸借契約書の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は1億2,000万円、利息は年率3%、返済期日は2031年8月17日（期日一括返済）でした。

(c) 富士キャピタル組合

富士キャピタル組合については、その組合員である山下卓宏氏から借り入れた1億円で、本株式に係る払込金額の全額を支払うとのことです。かかる借入れに係る山下卓宏氏及び富士キャピタル組合の間の2026年9月1日付金銭消費貸借契約書の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は1億円、利息は年率2%、返済期日は2029年8月31日（期日一括返済）でした。

(d) 舞花

舞花については、その保有する取引銀行に係る口座残高の写し（2026年9月3日付）の提供を受け確認したところ、同日時点の残高は1,500万円程度でした。舞花からは、かかる預金により本新株予約権の発行に係る払込金額の全額と行使に係る払込金額の一部を賄うと共に、行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けております。

(e) SEVEN STAR SYSTEM

SEVEN STAR SYSTEMに関しては、その大株主である坂本麻美氏から借り入れた5,000万円で、本新株予約権の発行に係る払込金額の全額と行使に係る払込金額の一部を支払うとのことです。かかる借入れに係る坂本麻美氏及びSEVEN STAR SYSTEMの間の2026年6月15日付金銭消費貸借契約書（その変更に関する覚書を含む。）の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は5,000万円、利息は年率3%、返済期日は2029年8月31日（期日一括返済）でした。また、本新株予約権の行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、その役員及び主要な株主、並びにADONに対して本株式の払込金額に充当するための資金の貸付けを行うユニバーサルソリューション株式会社(以下「割当予定先関係者」と総称します。))について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である日本信用情報サービス株式会社(住所：神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センター9階、代表者：小塚 直志)に調査を依頼し、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる情報をインターネット上及び新聞記事で詳細に調査を行ったとの報告を受けております。これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書（ASK space designについては2026年4月15日付、同年6月24日付、同年9月4日付及び同月8日付、ADONについては2026年8月28日付及び同年9月8日付（借入先であるユニバーサルソリューション株式会社については2026年9月2日付）、富士キャピタル組合については2026年6月24日付及び同年7月1日付、舞花については2026年4月22日付、SEVEN STAR SYSTEMについては2026年4月21日付）を受領しております。また、当社においても、インターネット検索による調査及びそれぞれの代表者に対するヒアリングを実施し、割当予定先が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。また、当社と割当予定先それぞれとの間で締結予定の引受契約書において、割当予定先から、反社会的勢力と関係がないこと等の表明及び保証を得る予定です。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

2 【株券等の譲渡制限】

本株式については、該当事項はありません。

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認が必要です。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

(a) 本株式

本株式の払込金額については、割当予定先との協議により、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年9月14日）の当社普通株式の終値である343円を基準として、9.91%のディスカウントを付した309円といたしました。

基準とする価格を取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値としたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的な株式価値を反映していると判断したためです。その上で、9.91%というディスカウント率については、本株式の割当予定先から、合理的な株価を基準として、いわゆる有利発行に該当しない範囲内で一定のディスカウントを付してほしい旨の要望を受けていた中で、本株式の割当予定先はいずれも中長期的な保有を志向しており長期間の株価変動リスクに晒されること、当社の財務諸表に継続企業の前提に関する事項の注記が付される状況においてリスクを取って投資してもらうこと、一方で、本第三者割当による資金調達は当社の中長期的な成長、財務の安定化にとって必要不可欠な施策であることなどを踏まえ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において認められている最大のディスカウント率に近い9.91%に決定いたしました。なお、本株式の払込金額は、上記取締役会決議日の直前取引日（2026年9月14日）までの直前1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（円未満を四捨五入。以下、同じです。）である358円に対して13.69%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム率又はディスカウント率の数値の計算について同様に計算しております。）、上記取締役会決議日の直前取引日（2026年9月14日）までの直前3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である413円に対して25.18%のディスカウント、上記取締役会決議日の直前取引日（2026年9月14日）までの直前6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値である361円に対して14.40%のディスカウントとなる金額です。

本株式の払込金額は、日本証券業協会の定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社は、割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本株式の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員から、本株式の払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(b) 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本 顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に本新株予約権の価値算定を依頼した上で、2026年9月15日付で本新株予約権の評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を受領いたしました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026年9月14日）の市場環境等を考慮し、当社の株価（本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価）、ボラティリティ（57.9%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（2.3%）等について一定の前提を置き、本新株予約権の公正価値を算定しております。

本新株予約権の行使価額につきましては、309円と決定いたしました。これは、本株式の払込金額と同様、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年9月14日）の当社普通株式の終値を基準として、9.91%のディスカウントを付した金額です。当該金額を行使価額とした理由は、上記「(a) 本株式」に記載するところと同様です。

その上で、当社は、本新株予約権の発行価格（134円）を赤坂国際会計による価値評定価額と同額で決定しており、また、その算定手続について著しく不合理な点が認められないこと等から本新株予約権の発行条件は、特に有利なものには該当せず、適正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名（うち社外監査役3名）全員は、発行要項の内容の説明を受けた結果に加え、本新株予約権に係る本評価報告書の結果及び取締役会での検討内容を踏まえ検討し、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計が本新株予約権の算定を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格算定方法は金融工学により一般的に認められた合理的な方法であること、本新株予約権の評価額に影響を及ぼ

す可能性のある主要な事実をその評価の基礎とし、その算定過程及び前提条件等に関して不合理な点は見当たらないことから、本新株予約権の発行は割当予定先に特に有利な条件での発行には該当せず、かつ適法であるとの意見を表明しております。

また、本第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される独立第三者からの意見入手手続として、当社の経営者から一定の独立性を有する者による必要性及び相当性に関する意見を得る必要があるため、当社は、当社の経営者及び割当予定先から一定の独立性を有する者として、当社と利害関係のない社外有識者である牛島総合法律事務所の山内大將氏（弁護士）、高野総合コンサルティング株式会社の鏡高志氏（公認会計士）、2024年9月から2026年6月まで当社社外取締役を務めた江頭敬太氏、2026年6月に当社社外監査役に就任した渡邊五朗氏を選定し、当該4名を構成員とする第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に対し、本第三者割当の必要性及び相当性について意見を諮問しました。山内大將氏及び鏡高志氏については、当社が本第三者割当に関し起用している法律事務所の弁護士から、第三者割当に関する実務経験が豊富な専門家として紹介を受けました。江頭敬太氏は、2年弱、当社の取締役を務めたことで当社の事業、財務に対する理解が深いこと、任期満了により取締役を退任した後も当社と江頭敬太の間に取引関係等はなく独立性が認められることなどを踏まえ、選定しました。また、渡邊五朗氏は、2026年6月に当社社外監査役に就任し、取締役会での議論を中心に直近の当社の財政状態等を把握していることに加え、株式会社日本取引所グループでの勤務経験も有することから、選定しました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当における本株式の数1,359,300株に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(1,715,400株)を合算した総株式数は3,074,700株(議決権数30,747個)であり、これは、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数5,433,066株(議決権総数54,244個)に対して、56.59%(議決権総数に対し56.68%)の希薄化(小数点第三位を四捨五入)に相当します。

しかしながら、当社としては、上記のとおり、本株式及び本新株予約権の発行により調達する資金を、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当における本株式の数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数に係る議決権数は30,747個であり、当社の総議決権数54,244個(2026年3月31日現在)に占める割合が56.68%になり、25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)
株式会社舞花	東京都港区赤坂 5 丁目 2 番33号	1,208,500	22.28	2,276,500	26.79
株式会社ASK space design	東京都千代田区三番町 2 番地 4	—	—	971,000	11.42
横治祐介	東京都江東区	662,200	12.21	662,200	7.79
株式会社ADON	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁 目27番 7 号	—	—	388,300	4.57
SEVEN STAR SYSTEM株式会 社	東京都中央区新富 1 - 9 - 9	—	—	323,700	3.81
富士キャピタル有限責任 事業組合	大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目 7 番 7 - 3511号	—	—	323,700	3.81
高桑弘道	東京都世田谷区	245,200	4.52	245,200	2.89
三田和弘	東京都台東区	164,000	3.02	164,000	1.93
株式会社SBI証券	東京都港区六本木 1 丁目 6 番 1 号	145,220	2.68	145,220	1.71
PHILLIP SECURITIES CLIENT(RETAIL) (常任代 理人：フィリップ証券株 式会社)	NORTHBRIDGEROAD 250, RAFFLESCITYTOWER 6 F, SGR (東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号)	128,400	2.37	128,400	1.51
計	—	2,553,520	47.07	5,628,220	66.22

(注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、2026年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2 総議決権数に対する所有議決権数の割合並びに割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3 割当後の所有株式数並びに総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年3月31日現在の所有株式数及び総議決権数に、本株式の第三者割当による増加株式数、及び本新株予約権がすべて行使された場合に交付される当社普通株式を加味した数字であります。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本第三者割当は、本株式に係る議決権数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式に係る議決権数の合計30,747個が2026年3月31日現在の当社の総議決権数54,244個に占める割合は56.68%と25%以上となるため、「大規模な第三者割当」に該当し、既存株主の皆様の利益に少なくない影響を及ぼします。一方で、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第8回新株予約権) (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 本第三者割当により資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、当社は、喫緊の経営課題として、祖業であるソフトウェア事業「Discoveriez」の収益化の遅れ、生成AIの台頭による既存事業への競争圧力、AIデータセンターをはじめとする周辺事業の成長加速の必要性、成長途上にあるハードウェア事業への人的投資の必要性、アルメニアに所在するAIデータセンターと提携したGPU(Graphics Processing Unit)クラウドのレンタルサービスの日本向けローカライズ展開やAIデータセンター関連市場への本格参入、及び資本業務提携先を含めた事業再生の必要性などを認識しております。さらに、取引先、金融機関及び監査法人等からは、業績回復及び祖業の収益化、すなわち継続企業の前提に関する注記の解消可能性に対する懸念が示されている状況です。当社としては、かかる経営課題を克服するための打ち手として、本第三者割当により調達する資金を 新規事業・サービス開発資金、 運転資金、 M&A・資本業務提携先開拓資金に充当していくことが、本第三者割当による希薄化をも吸収し得る利益成長に繋がる可能性があると考えており、中長期的には既存株主の皆様の利益に資すると判断し、「大規模な第三者割当」に該当する本第三者割当を実施することといたしました。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本第三者割当における本株式の数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数に係る議決権数は30,747個であり、当社の総議決権数54,244個（2026年3月31日現在）に占める割合が56.68%になり、25%以上の希薄化が生じることになります。本第三者割当はこのような希薄化を伴いますが、当社の成長戦略の実現に向けて本第三者割当による調達資金を活用していくことが、中長期的な当社の企業価値及び株式価値の向上に資するものであると判断しています。また、上記「1 割当予定先の状況（5）株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先の説明によれば、本株式の割当予定先の全部及び本新株予約権の大部分を割り当てる取得は、当社の中長期的な成長を期待し、当社の中長期的な企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことで得られるキャピタルゲインを獲得することを目的としており、本株式及び本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはないとのことであり、かかる説明を前提とすれば、短期的に株式市場における当社株式の供給が過度に膨らみ需給が悪化することは想定されないことから、流通市場への影響も限定的であると考えています。

(3) 大規模な第三者割当

上記(2)に記載のとおり、本第三者割当に係る議決権ベースでの希薄化率は25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は第三者割当に係る株主総会決議などによる株主意思確認のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当は、当社の事業戦略の実現、それに向けた資金確保の必要性に鑑みると、そのための資金調達を速やかに実施する必要性が高いところ、株主総会決議による株主の意思確認の手続を経ることとする場合には、臨時株主総会を開催するまでに2か月程度の期間を要してしまうこと、加えて、臨時株主総会の開催には相応のコストが発生することなどを総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した本第三者委員会に対し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を求めることにいたしました。当社が本第三者委員会から2026年9月14日付で入手した本第三者割当に関する意見の概要は以下のとおりであります。

(意見)

当委員会は、本第三者割当について必要性及び相当性が認められるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

(理由)

1. 本第三者割当の必要性

本第三者割当は、以下の「ないし」からすれば、本第三者割当の必要性があるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

貴社によれば、貴社グループは、ステークホルダーDXプラットフォーム「Discoveriez」を中核とするソフトウェア事業、顧客課題解決プログラム「SRM Design Lab」、国内外の外国人モニタリングを通じた調査・情報発信サービス「Japan Spark」及びライブコマース支援サービス等から構成されるソリューション事業並びに子会社である株式会社VoXテクノロジーが中心となって運営するハードウェア事業の3事業を展開している。また、顧客対応窓口向けシステムの開発・販売を祖業として発展し、近時は「Discoveriez AI」の提供開始、「Japan Spark」事業の譲受、株式会社VoXテクノロジーの設立及びライブコマース支援サービスの提供開始等を通じ、事業領域の拡張を進めているが、貴社の祖業であるソフトウェア事業においては、黒字化に向け着実に改善が進んでいるものの、収益化の遅れが継続しているほか、生成AIの急速な進展により、従来型のCRMデータベース単体の競争優位性が相対的に低下する可能性が高まっているとのことである。また、貴社は、単なる情報保管機能、入力負荷の高い業務システム、単体プロダクト及び機能競争に依拠した差別化は、AI時代において代替圧力を受けやすいと考えており、今後は「VoXを経営成果へ変換するOS(Operating System)」として、AI前提の運用設計、業界特化型のサービス展開及びパートナーとの共同事業化が必要であると認識しているとのことである（本届出書第一部第1・4(2)注1(1)）。

貴社は、2025年12月末時点で5年連続の四半期営業赤字という極めて深刻な経営状況にあり、前期第4四半期において5年ぶりの四半期黒字を達成し、今期第1四半期は営業赤字であったものの6月単月で営業黒字化するなど、今期は黒字達成見込みとのことではあるが、貴社の財務諸表には継続企業の前提に関する注記（以下「GC注記」という。）がなされており、財務基盤はいまだ脆弱といえ、GC注記解消に向けた持続的かつ安定のある収益構造の構築、財務基盤の強化の必要性があると認められる。

これらの状況を踏まえ、貴社は、貴社の喫緊の経営課題として、祖業であるソフトウェア事業「Discoveriez」の収益化の遅れ、生成AIの台頭による既存事業への競争圧力、AIデータセンターをはじめとする周辺事業の成長加速の必要性、成長途上にあるハードウェア事業への人的投資の必要性、アルメニアに所在するAIデータセンターと提携したGPU（Graphics Processing Unit）クラウドのレンタルサービスの日本向けローカライズ展開やAIデータセンター関連市場への本格参入、及び資本業務提携先を含めた事業再生の必要性などを認識しているとのことである（本届出書第一部第1・4（2）注1(1)、第3・6（1））。

貴社によれば、貴社は、さらに、取引先、金融機関及び監査法人等からは、業績回復及び祖業の収益化、すなわちGC注記の解消可能性に対する懸念が示されている状況であり、短期的には、祖業であるソフトウェア事業の収益化、運転資金及び投資資金の確保、生成AI分野への投資継続並びに資本業務提携候補先との事業構築を進める必要があると考えている一方、中長期的には、ソフトウェア事業、ハードウェア事業及びソリューション事業を三位一体で展開し、AIコンタクトセンター、AIデータセンター、AIソリューション、Physical AI等の新たな事業ポートフォリオを構築し、ボラティリティの低い収益基盤へ転換する方針であるとのことである。この点、貴社の既存プロダクトである「Discoveriez」は、顧客対応履歴、問い合わせ内容、対応ステータス、対応結果等を一元的に蓄積・管理する顧客管理システムであり、顧客接点から発生するデータを業務改善に活用するための基盤であるところ、今後、貴社が事業の核として展開を予定しているAIコンタクトセンター、AIデータセンター、AIソリューションは、いずれも顧客対応、稼働状況、インシデント、データ解析等を通じて継続的にデータが発生する領域であり、「Discoveriez」との親和性が高く、ソフトウェア事業の拡大にも資する取組みであると考えているとのことである（本届出書第一部第1・4（2）注1(1)、第3・6（1））。

貴社は、これらの経営課題を克服するための打ち手として、本第三者割当により調達する資金を(i)新規事業・サービス開発資金、(ii)運転資金、(iii)M&A・資本業務提携先開拓資金に充当していくことが、本第三者割当による希薄化をも吸収し得る利益成長に繋がる可能性があると考えており、中長期的には既存株主の皆様の利益に資すると考えているとのことである（本届出書第一部第3・6（1））。かかる判断は、貴社が従前公表している2026年6月付け中期経営計画FY2026-2028事業計画及び成長可能性に関する事項（以下「2026年6月付け中期計画」という。）において掲げる、ソフトウェア、ソリューション及びハードウェアの3区分の連携・シナジーにより売上の拡大と収益化を図るというビジネスモデルと整合する。また、ソリューション事業を成長事業・新規事業と位置付け、AIデータセンター、業務提携・M&Aを成長ドライバーとする施策とも整合しているほか、当委員会からの質問への回答について特段不合理な回答も認められない。さらに、貴社のようなソフトウェア企業においては近時の生成AIの台頭による競争圧力は著しいものと考えられ、また、上記記載の財務状況からも、上記及び記載の経営課題を掲げ、かかる経営課題克服のためには、AI前提の運用設計、業界特化型のサービス展開及びパートナーとの共同事業化による事業拡大の必要性があると認識し、かつ、後記の事情から、上記(i)ないし(iii)のために資金調達を行う必要があるとした判断には合理性があると思料する。

貴社によれば、今期は通期を通じての黒字化がやっとのことであり、上記の(i)ないし(iii)を将来キャッシュ・フローで賄うことは困難であり、資金調達を行う必要があるとのことである。

貴社によれば、本第三者割当により調達した手取金の使途のうち、(i)新規事業・サービス開発資金につい

ては、450百万円を充当する予定であり、具体的には、音声AIエージェントを活用したAIコンタクトセンタープロダクトをはじめとするAIサービス開発に関連するソフトウェア・AI/IoT基盤の開発投資や、AIデータセンター、Physical AI等の新たな事業ポートフォリオの構築のための費用に充当する予定であるとのことであるところ、上記のような新規事業・サービス開発に資金を振り向ける理由は、貴社の祖業である「Discoveriez」が、AIの進展により、単なる記録・保管機能又は単体業務システムとしての価値のみでは中長期的な差別化が困難となりつつあるためとのことである（本届出書第一部第1・5（2））。

かかる判断は、貴社が従前公表している2026年6月付け中期計画とも整合しているほか、当委員会からの質問への回答について特段不合理な回答も認められず、受領した資料の記載に照らして不合理な点も認められない。また、上記の貴社の施策はいずれも過去に受注した類似のスポット案件を踏まえた具体的な計画があり、必要コストについても資金使途詳細に関する資料と整合するものである。既に複数のクライアントと具体的な協議が開始されていることに加え、貴社の上記記載の財務状況及び上記及び記載の経営課題を踏まえれば、当該領域への投資及び事業展開を経営上の選択肢として採用することには合理性が認められるものと考えられる。

貴社によれば、本第三者割当により調達した手取金の使途のうち、(ii)運転資金については、97百万円を充当する予定であり、具体的には、貴社が今後の成長領域として取り組むAIデータセンター関連事業及び音声AIコンタクトセンタープロダクトの立ち上げに必要な社内体制整備費用として、2026年10月から2027年9月までの期間における人件費、法定福利費、採用費及び事業立ち上げに伴う諸経費に充当する予定とのことである。AIデータセンター関連事業については、コンテナデータセンター関連商品の仕入・販売、設置・接続標準化、PoC検証、保守・サポートメニューの整備等を推進するため、事業開発、インフラ・ネットワーク、導入・運用支援等を担う人員の採用を予定しており、また、音声AIコンタクトセンタープロダクトについては、インバウンド及びアウトバウンド双方に対応するAIエージェント、チューニング基盤及び分析基盤の開発・導入を推進するため、プロダクト開発、AI・音声連携、導入支援等を担う人員の採用を予定しているとのことである。また、当該運転資金の内訳としては、AIデータセンター関連事業に約46百万円、音声AI開発事業に約51百万円を充当する予定であるとのことである。（本届出書第一部第1・5（2））。

この点、上記の運転資金の必要性に関する説明については当委員会からの質問への回答について特段不合理な回答も認められず、受領した資料の記載に照らして不合理な点は認められない。

貴社によれば、本第三者割当により調達した手取金の使途のうち、(iii)M&A・資本業務提携先開拓資金については、395百万円を充当する予定であり、具体的には、日本国内を中心として、貴社のソフトウェア事業、ソリューション事業及びハードウェア事業との親和性が高い会社の買収資金並びにそれらに伴うM&A仲介会社への手数料等の費用に充当する予定であり、1社当たり数千万円から5億円程度を想定し、今後、3社程度のM&A及び資本業務提携を推進する方針であり、特に、今後、中核的な事業として展開する予定であるAIコンタクトセンター、AIデータセンター、AIソリューションのサービス基盤の確立、拡大に資するM&A、資本業務提携に注力していくとのことである。また、投資機会に迅速に対応し、売主に対する交渉力及び他の買主候補に対する競争力を確保するためには、十分な投資余力を保持しておくことが必要不可欠であると判断しているとのことである（本届出書第一部第1・5（2））。

この点、M&A、資本業務提携は、相手のある話ではあるものの、現時点で複数のM&A、資本業務提携案件の検討を進めている。これらはいずれも、事業親和性や相応なシナジーが生み出せる事業領域を対象としており、貴社の事業上の課題解決と非連続な成長が期待できることから、貴社の中長期的な企業価値の向上に資する可能性がある施策として評価できる。

貴社によれば、調達した資金は、本新株式及び本新株予約権の発行に係る手取金の使途は上記の(i)及び(ii)に、本新株予約権の行使に係る手取金の使途は同(i)及び(iii)に充当するとのことである（本届出書

第一部第1・5（2））。

この点、貴社の中長期的な企業価値の向上に資する施策として緊急性の高い(i)から順番に資金が必要となると考えられるところ、(i)の大部分及び(ii)の全部を調達の確実性の高い本新株式及び本新株予約権の発行に係る手取金から充当し、本新株予約権の行使にかかる手取金から(i)の残部及び(iii)の全部に充当することには合理性が認められるものと考えられる。

2. 本第三者割当の相当性

本第三者割当は、以下のスキーム選択の相当性、発行条件の相当性、割当予定先の相当性に照らして、相当性が認められる。

（１）スキーム選択の相当性

ア．本第三者割当のスキームの特徴

（ア）本第三者割当のスキームのメリット

貴社は、本第三者割当のメリットについて、以下のとおり分析している（本届出書第一部第1・4（2）（注）1（2））。

本新株式の発行により、発行時に一定の資金の調達をすることが可能となること。

新株予約権は割当を受けた者の行使に基づき株式が交付されるものであり、株式の発行と異なり即座に希薄化が生じる訳ではないため、全額を株式の発行で賄う場合に比して、既存株主に対する希薄化のインパクトが抑えられること。

本新株予約権の目的である貴社普通株式数は1,715,400株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されていること。

本新株予約権の行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年9月14日）の貴社普通株式の終値に9.91%のディスカウントを付した金額に固定されており、修正条項が付されていない分、資金調達のスピード感や蓋然性は低くなるものの、行使が進んだ場合には、当初想定したどおりの金額の資金を調達することが可能となること。

本新株予約権が行使された場合、行使価額に相当する金額の分だけ資本金及び資本準備金が増加するため、財務健全性指標が上昇すること。

（イ）本第三者割当のスキームのデメリット

貴社は、本第三者割当のデメリットについて、以下のとおり分析している（本届出書第一部第1・4（2）（注）1（2））。

本新株式の発行により、25.06%（本新株式に係る議決権数を2026年3月31日現在の総議決権数で除して算出）という比較的大規模な希薄化が即時に生じること。

本新株式については即座の資金調達が可能だが、本新株予約権については、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行当初に発行予定額の満額の資金調達が行われるわけではないこと。

貴社の株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合には、本新株予約権の行使が進まず、行使完了までには一定の期間が必要となること。

株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があること。

第三者割当方式という貴社と特定の割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できないこと。

（ウ）他の資金調達方法との比較

貴社は、本第三者割当のスキームと他の資金調達方法との比較について、以下のとおり分析している（本届出書第一部第1・4（2）（注）1（2））。

公募増資等

今回調達する資金の全額を調達しようとする、一時に資金を調達できる反面、希薄化も一時に発生する

ため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられる。また、一般投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断した。

普通社債又は借入れによる資金調達

調達金額が全額負債として計上され、本第三者割当において調達するのと同規模の資金をすべて負債により調達した場合、財務健全性及びそれに対する外部からの評価が低下する可能性がある。

株主割当増資

出資を履行した株主との間では希薄化懸念は払拭されるが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断した。

ライツ・イシュー

発行会社が金融商品取扱業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがあるが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性がある。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうかの不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断した。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、貴社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができない。

行使価額修正条項付の新株予約権

様々な設計があるが、その行使価額は下方にも修正される形が一般的である。行使価額修正条項付の新株予約権は、行使の蓋然性が高まる一方、現状の株価水準よりも低い価格での行使がなされ、資金調達の金額が当初の予定を下回ることも珍しくない。今般の資金調達に際しては、本新株式の発行により当面必要な資金を確保しつつ、本新株予約権については、行使価額を固定し、株価が堅調に推移した場合に行使が行われることにより、既存株主の株式価値を損なうことなく、追加的な資金調達を当初の予定どおりの金額規模で達成できる。このように、行使価額が下方修正されるタイプの修正条項付の新株予約権に比べて、想定どおりの金額での資金調達を実現できる可能性が高いという意味で、本新株予約権は貴社の資金需要に合致した資金調達方法であると考えている。

転換社債型新株予約権付社債

発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがあるが、発行後に転換が進まない場合には、貴社の負債額を全体として増加させることとなり貴社の借入余力に影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が必要となる。現時点でかかる資金を確保できるかが定かではない。また、転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債の場合、株価が当初の転換価額より低い水準で推移したとしても転換される可能性があるが、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しない。そして、転換価額が下方修正された場合には、潜在株式数が増加し希薄化の規模も大きくなる。今般、貴社が既存株主に財務健全化、事業戦略の推進による成長の道筋を示すに当たっては、できる限り予測可能性を持ちやすい形で行うことが適切であると考えており、希薄化の規模を貴社がコントロールすることができない転換価額修正条項付の転換社債型新株予約権付社債は適切ではないと判断した。

イ．本第三者割当のスキームの検討

本届出書によれば、貴社は、上記ア（ア）記載の本第三者割当のメリット、上記ア（イ）記載の本第三者割当のデメリット及び上記ア（ウ）記載の他の資金調達方法を総合的に勘案した結果、本第三者割当による資金調達が、既存株主の利益に配慮しながら貴社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定したとのことである。

この点、上記ア（ア）記載の本第三者割当のメリット、上記ア（イ）記載の本第三者割当のデメリット及び上記ア（ウ）記載の他の資金調達方法の比較は、いずれも合理的な検討であり、本第三者割当が最適なスキームであるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

（２）発行条件の相当性

発行条件については、以下のとおり、発行条件が相当であるとの貴社の判断について合理性があるものと思料する。

ア．発行価額・発行条件の相当性

（ア）本新株式の発行価額

本新株式の払込金額については、割当予定先との協議により、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年9月14日）の貴社普通株式の終値である343円を基準として、9.91%のディスカウントを付した309円としたとのことである。基準とする価格を取締役会決議日の直前取引日の東京証券取引所における貴社普通株式の終値としたのは、直近の株価が現時点における貴社の客観的な株式価値を反映していると判断したため、また、9.91%というディスカウント率については、本新株式の割当予定先から、合理的な株価を基準として、いわゆる有利発行に該当しない範囲内で一定のディスカウントを付してほしい旨の要望を受けていた中で、本新株式の割当予定先はいずれも中長期的な保有を志向しており長期間の株価変動リスクに晒されること、貴社の財務諸表にGC注記が付される状況においてリスクを取って投資してもらうこと、一方で、本第三者割当による資金調達は貴社の中長期的な成長、財務の安定化にとって必要不可欠な施策であることなどを踏まえ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（以下「日本証券業協会の指針」という。）において認められている最大のディスカウント率に近い9.91%に決定したとのことである。（本届出書第一部第3・3（１）（ア））

この点、裁判例上、日本証券業協会の指針は、一定の合理性が認められており、本新株式の発行価額は同指針に従っていることから、一定の合理性が認められると思料する。そして、本件において、直近の株価が現時点における貴社の客観的な株式価値を反映していることを妨げる事情は見受けられないことから、本新株式の発行価額が相当であるとの貴社の判断には合理性があるものと思料する。

（イ）本新株予約権の発行条件の合理性

本新株予約権の発行価額（134円）については、赤坂国際会計による価値評定価額と同額としたとのことである。赤坂国際会計は貴社及び割当予定先から独立した第三者機関であり、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、ブラック・ショールズモデルや二項モデル等の他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上でモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しており、また、赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件及び評価基準日（2026年9月14日）の市場環境等を考慮し、貴社の株価（本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日の株価）、ボラティリティ（57.9%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利子率（2.3%）等について一定の前提を置き、本新株予約権の公正価値を算定しているとのことである。（本届出書第一部第3・3（１）（イ））

赤坂国際会計の独立性を妨げる事情は見当たらず、算定手法の適切性を妨げる事情も見当たらないことが

ら、本新株予約権の発行価額を赤坂国際会計の価値評定価額と同額とすることが相当であるとの貴社の判断には合理性が認められる。

また、本新株予約権の行使価額についても、本新株式と同様の理由から、本第三者割当に係る取締役会決議の直前取引日（2026年9月14日）の貴社普通株式の終値である343円を基準として、9.91%のディスカウントを付した309円としたとのことである（本届出書第一部第3・3（1）（b））。

この点、上記（ア）と同様の理由から、本新株予約権の行使価額が相当であるとの貴社の判断には合理性が認められる。

発行価額及び行使価額のいずれについても相当であるとの貴社の判断には合理性が認められ、本新株予約権の発行条件が相当であるとの貴社の判断には合理性が認められる。

イ．発行数量の相当性

本第三者割当における本新株式の数1,359,300株に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数(1,715,400株)を合算した総株式数は3,074,700株(議決権数30,747個)であり、これは、2026年3月31日現在の貴社発行済株式総数5,433,066株(議決権総数54,244個)に対して、56.59%(議決権総数に対し56.68%)の希薄化(小数点第三位を四捨五入)に相当する。

上記の希薄化率について、貴社としては、本第三者割当により調達する資金を上記1記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断したとのことである（本届出書第一部第3・3（2））。

この点、本第三者割当の希薄化率は相当程度に及んでいるものの、本第三者割当に必要性があるとする貴社の判断に合理性があることは上記1記載のとおりであり、中長期的には既存株主の利益となることが見込まれること、また、貴社は営業損失と営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続している状況にあるため財務諸表にGC注記がなされており、この解消が急務であることも合わせれば、上記の数量を発行することに相当性があるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

（3）割当予定先の相当性

ア．株式会社ASK space designの相当性

以下の（ア）ないし（ウ）の事情から、株式会社ASK space design（以下「ASK space design」という。）は割当予定先として相当であるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

（ア）選定理由

貴社によれば、貴社がASK space designを割当予定先として選定した理由は、第一に、事業親和性及び貴社事業に対する理解が見込まれること、第二に、ASK space design及びその関係者が有する資金力、経営経験及び対外的信用力が、貴社の財務基盤強化並びに今後の成長戦略遂行に資すると判断したことによるとのことである（本届出書第一部第3・1（3）（a））。

これらの選定理由のうち、まず、第一については、貴社とASK space designが2026年2月頃から、ASK space designを中心とするグループにおけるDX戦略、事業連携先及び投資先との連携可能性等をテーマとして協議を開始しており、ASK space designのクライアントである不動産・小売領域へのDX提案に加え、ASK space designのインフラ知見を活かしAIデータセンター事業の構築を支援してもらうパートナー候補であるとの事情を踏まえれば、合理的な理由であると認められる。

次に、選定理由のうち、第二については、ASK space designは、ASK GROUP HOLDINGS株式会社（かつてJASDAQに上場しており、2009年にMBOにより非上場化した株式会社ASK PLANNING CENTERを承継した会社）の子

会社の完全子会社であることから、単なる新興・零細企業ではなく、長期間事業を継続してきた実績のある企業グループの一員であり、また、ASK GROUP HOLDINGS株式会社は第二種金融商品取引業の登録をしていることから、一定の組織体制、コンプライアンス体制を有していることから、一定の対外的信用力があると思料する。したがって、上記の選定理由は、合理的な理由であると認められる。

（イ）保有方針

貴社によれば、ASK space designからは、本新株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式につき、短期的な売却益を目的とするものではなく、中長期保有の方針を有しており、AIコンタクトセンター、AIデータセンター及び社会課題解決の3軸における協業推進を通じた、貴社の中長期的な企業価値向上を見据えた投資であるとの説明を受けているとのことであり、また、本新株予約権については、短期的な売買益の獲得を目的とするものではなく、貴社の資金需要及び協業進捗に応じた段階的な行使を想定している旨の説明を受けているとのことである。また、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式については、中長期保有の方針を念頭に置きつつも、本新株予約権の行使に充てる資金を捻出するために、当該普通株式を売却することもあるとのことである（本届出書第一部第3・1（5）（a））。かかる記載を前提とすれば、割当予定先としての相当性が認められる。

（ウ）資金状況・反社チェック

貴社によれば、貴社は、2026年9月2日、ASK space designの保有する取引銀行に係る口座残高の写しの提出を受け確認したところ、ASK space designの口座残高は同社が引き受ける本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込金額を上回っていた。また、本新株予約権の行使に係る払込金額については、上記の預金により一部を賄うと共に、行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した貴社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けているとのことである（本届出書第一部第3・1（6）（a））。したがって、ASK space designは、本第三者割当が実行されるのに十分な資金状況であると認められ、また、本第三者割当に係る新株予約権全部の行使について現実的な可能性があると認められる。

さらに、貴社は、ASK space design及びその代表取締役が反社会的勢力に当たらないことを専門機関である日本信用情報サービスの2026年4月15日付け、同年6月24日付け、同年9月4日付け及び同月8日付け調査により確認しているとのことである（本届出書第一部第3・1（7））。したがって、ASK space designは反社会的勢力とは関係していないものと認められる。

以上のとおり、ASK space designの資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められる。

イ．株式会社ADONの相当性

以下の（ア）ないし（ウ）の事情から、株式会社ADON（以下「ADON」という。）は割当予定先として相当であるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

（ア）選定理由

貴社によれば、貴社がADONを割当予定先として選定した理由は、第一に、同社との間でAI駆動開発・GPU関連分野における具体的な協議が進んでおり、貴社のAI関連ソリューション展開において協業余地があると判断したこと、第二に、Discoveriezの改修計画に関して考察・助言を行うなど、貴社の課題及び事業方針に対する理解と協力姿勢が認められること、第三に、同社が本新株式を中長期的に保有する方針を示しており、貴社の中長期的な企業価値向上に向けた協業関係の構築が期待できることによるとのことである（本届出書第一部第3・

1(3)(b)。

上記の選定理由の前提となる事実と異なる事実関係は認められず、上記の選定理由からADONが割当先として適切であるとの貴社の判断には合理性が認められる。

(イ) 保有方針

貴社によれば、ADONからは、本新株式につき、短期的な売却益を目的とするものではなく、中長期保有の方針を有している旨の説明を受けているとのことであり、同社とはAI関連ソリューション及びGPU関連案件等について、案件ベースで貴社との事業シナジーを検討していく意向を有しているとのことであるところ（本届出書第一部第3・1(5)(b)）、かかる記載を前提とすれば、割当予定先としての相当性が認められる。

(ウ) 資金状況・反社チェック

貴社によれば、ADONについては、同社の代表取締役である野田潤氏の知人である方が代表を務めるユニバーサルソリューション株式会社から借り入れた1億2,000万円で、本新株式に係る払込金額を支払うとのことであり、かかる借入れに係るユニバーサルソリューション株式会社及びADONの間の2026年8月28日付金銭消費貸借契約書の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は1億2,000万円、利息は年率3%、返済期日は2031年8月17日（期日一括返済）であったとのことである（本届出書第一部第3・1(6)(b)）。したがって、ADONは、本第三者割当に係る本新株式の払込みについて現実的な可能性があるものと認められる。

さらに、貴社は、ADON及びその代表取締役並びにADONに対して本株式の払込金額に充当するための資金の貸付けを行うユニバーサルソリューション株式会社が反社会的勢力に当たらないことを専門機関である日本信用情報サービスの2026年8月28日付け及び同年9月8日付け（借入先であるユニバーサルソリューション株式会社については2026年9月2日付け）調査により確認しているとのことである（本届出書第一部第3・1(7)）。したがって、ADONは反社会的勢力とは関係していないものと認められる。

以上のとおり、ADONの資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められる。

ウ．富士キャピタル有限責任事業組合の相当性

以下の（ア）ないし（ウ）の事情から、富士キャピタル有限責任事業組合（以下「富士キャピタル組合」という。）は割当予定先として相当であるとする貴社の判断について、合理性があるものと思料する。

（ア）選定理由

貴社によれば、貴社が富士キャピタル組合を割当予定先として選定した理由は、富士キャピタル組合が不動産の売買、賃貸借仲介及び管理等を行う組合であるところ、同組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏と2026年2月に接点を持ち、資金支援を含めた相談を開始しており、貴社の事業内容への評価、並びに今回の貴社の資金調達の計画及び意義に賛同いただいたためとのことである（本届出書第一部第3・1(3)(c)）。

上記の選定理由は、合理的な理由であると認められる。

（イ）保有方針

貴社によれば、富士キャピタル組合の保有方針に関しては、基本的には純投資とのことであり、今回引き受ける本新株式について、短期から中期の保有を基本的な方針とし、貴社の株価や出来高次第では本新株式を売却することもあるとの意向を貴社代表取締役である村田実が富士キャピタル組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏より口頭にて確認しており、本新株式を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら売却する旨、貴社代表取締役である村田実が富士キャピタル組合の組合員の職務執行者である山下卓宏氏より口頭にて表明されているとのことである（本届出書第一部第3・1(5)(c)）。かかる説明を前提とすれば、割当

予定先としての相当性が認められる。

（ウ）資金状況・反社チェック

貴社によれば、富士キャピタル組合は、その組員である山下卓宏氏から借り入れた1億円で、本新株式に係る払込金額の全額を支払うとのことであり、かかる借入れに係る山下卓宏氏及び富士キャピタル組合の間の2026年9月1日付金銭消費貸借契約書の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は1億円、利息は年率2%、返済期日は2029年8月31日（期日一括返済）である旨確認したとのことである（本届出書第一部第3・1（6）（c））。したがって、富士キャピタル組合は、本第三者割当に係る本新株式の払込みについて現実的な可能性があると認められる。

さらに、貴社は、富士キャピタル組合及びその組員の職務執行者が反社会的勢力に当たらないことを専門機関である日本信用情報サービスの2026年6月24日付け及び同年7月1日付け調査により確認している（本届出書第一部第3・1（7））。したがって、富士キャピタル組合は反社会的勢力とは関係していないものと認められる。

以上のとおり、富士キャピタル組合の資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められる。

エ．株式会社舞花の相当性

以下の（ア）ないし（ウ）の事情から、株式会社舞花（以下「舞花」という。）は割当予定先として相当であるとする貴社の判断について、不合理とまではいえないものと思料する。

（ア）選定理由

貴社によれば、貴社が舞花を割当予定先として選定した理由は、第一に、貴社は、祖業であるソフトウェア事業の収益力改善に加え、ソフトウェア・ハードウェア・ソリューションを横断する新たな事業ポートフォリオの構築を進めているところ、そのためには、既存株主であり貴社の事業方針及び経営再建の方向性に理解を有する舞花から、中長期的な視点で追加的な資金供給余力を確保することが重要であると判断したため、また、第二に、舞花に対して本新株予約権を割り当てることにより、貴社は既存の資本関係を基礎としつつ、今後の事業進捗及び株価動向を踏まえた段階的な資金供給を受け得る体制を構築できるものと考えており、また、舞花は既存株主として中長期的な企業価値向上を志向しているものと認識しており、貴社の成長と企業価値向上に一定の継続関与が期待できるためとのことである（本届出書第一部第3・1（3）（d））。

上記の選定理由は、舞花が従前から貴社の22.28%の株式を有する株主であり、本第三者割当以前の貴社第7回新株予約権についても一部行使していたこと及び本第三者割当についても引受可能である旨回答していることを踏まえれば、舞花が貴社の事業方針及び経営再建の方向性に理解を有しているとの貴社の認識に不合理な点はないため、合理的な理由であると認められる。

（イ）保有方針

貴社によれば、舞花は既存株主として中長期的な企業価値向上を志向し、中長期的な観点から本新株予約権を保有する方針であり、本新株予約権を割当後短期的な期間内に第三者に譲渡することはない旨の説明を受けており、但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式については、その後の行使のための資金を捻出することを見据えて、貴社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しながら、売却する方針であるとのことであり（本届出書第一部第3・1（5）（d））、かかる説明を前提とすれば、割当予定先としての相当性が認められる。

（ウ）資金状況・反社チェック

貴社は、2026年9月3日、舞花の保有する取引銀行に係る口座残高の写しの提出を受け確認したところ、同日時点の口座残高は1,500万円程度であり、同社からは、かかる預金により本新株予約権の発行に係る払込金額の全額と行使に係る払込金額の一部を賄うと共に、行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した貴社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けたとのことである（本届出書第一部第3・1（6）（d））。

この点、舞花の預金残高は、発行価額の払込みには十分であるものの、舞花に割り当てられる全ての新株予約権の行使価額の払込みには不足している。もっとも、本新株予約権の一部の行使を行って取得した貴社株式の売却で得た資金を他の本新株予約権の行使に充てることを繰り返す方法によることからすれば、一時に大量の資金が必要となることはないこと、また、各本新株予約権の行使時期は重ならない予定であることから、このような方法によって新株予約権を行使することを前提とすれば、割当先の資金状況として問題ないと評価することも不合理とまではいえないものと思料する。

また、舞花は、貴社第7回新株予約権について一部未行使となっていたところ、貴社によれば、この理由は貴社第7回新株予約権の発行価額と行使価額を合計した金額である360円を上回る水準で株価が安定して推移することを踏まえて、舞花は貴社第7回新株予約権を行使する予定であったところ、行使期間の間に終値が360円を超えた期間は2024年10月28日から同年11月14日、2025年1月24日から同年3月28日までの期間しかなく、行使の意向自体はあったものの行使には至らなかったとのことである。この理由を踏まえれば、舞花が貴社第7回新株予約権について一部未行使となったことから、舞花が本新株予約権の払込みに必要となる資金を有していないことは認められない。

以上のとおり、舞花は、本第三者割当に係る新株予約権全部の行使について現実的な可能性があると思えられる。

さらに、貴社は、舞花及びその代表取締役が反社会的勢力に当たらないことを専門機関である日本信用情報サービスの2026年4月22日付け調査により確認している（本届出書第一部第3・1（7））。したがって、舞花は反社会的勢力とは関係していないものと思えられる。

以上のとおり、舞花の資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められるとする貴社の判断は不合理とまではいえないと思料する。

オ．SEVEN STAR SYSTEM株式会社の相当性

以下の（ア）ないし（ウ）の事情から、SEVEN STAR SYSTEM株式会社（以下「SEVEN STAR SYSTEM」という。）は割当予定先として相当であるとする貴社の判断について、不合理とまではいえないものと思料する。

（ア）選定理由

貴社によれば、貴社がSEVEN STAR SYSTEMを割当予定先として選定した理由は、第一に、貴社が今後、AI関連事業、AIデータセンター関連分野、事業連携先との共同展開等を推進する方針であり、その中で、事業連携の起点となり得る先又は貴社の成長戦略に理解を示す先との関係を中長期的に強化することが重要であると考えているところ、SEVEN STAR SYSTEMはかかる関係先に該当すると考えているため、さらに、第二に、貴社は、SEVEN STAR SYSTEMとの間で、将来的なAI関連事業、事業開発又は提携先開拓に関する協力可能性も視野に入れており、ASK space designとも連携をすることで、相乗効果を図る予定であるところ、このように貴社とSEVEN STAR SYSTEMは、今後、両社の協業の内容をより具体化していく必要があるためとのことである（本届出書第一部第3・1（3）（e））。

上記の選定理由は、SEVEN STAR SYSTEMがXiamen SlowMist Technology Co., Ltd.（通称SlowMist）を資本提携先とする日本本社の企業であり、ブロックチェーンのセキュリティに特化したサービスを提供するほか、シ

ステムプロダクトのセキュリティに関するコンサルティング会社であるとの記載を踏まえれば、合理的な理由であると認められる。

（イ）保有方針

貴社によれば、SEVEN STAR SYSTEMからは、本新株予約権について、貴社との事業上の接点及び今後の協力可能性を踏まえ、中長期的な関係維持を前提とした保有を想定している旨の説明を受け、但し、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる貴社普通株式については、その後の行使のための資金を捻出することを見据えて、貴社グループの業績及び配当状況、市場動向等を勘案しながら、売却する方針であるとのことであり、（本届出書第一部第3・1（5）（e））、かかる記載を前提とすれば、割当予定先としての相当性が認められる。

（ウ）資金状況・反社チェック

貴社によると、SEVEN STAR SYSTEMは、SEVEN STAR SYSTEMの大株主である坂本麻美氏から借り入れた5,000万円で、本新株予約権の発行に係る払込金額の全額と行使に係る払込金額の一部を支払うとのことであり、かかる借入れに係る坂本麻美氏及びSEVEN STAR SYSTEMの間の2026年6月15日付金銭消費貸借契約書（その変更に関する覚書を含む。）の提供を受け確認したところ、当該借入れの元本は5,000万円、利息は年率3%、返済期日は2029年8月31日（期日一括返済）であり、また、本新株予約権の行使に係る払込金額の不足分は、本新株予約権の行使を行い、行使により取得した貴社株式を売却し、売却で得た資金を本新株予約権の行使に充てることを予定している旨の説明を受けたとのことである（本届出書第一部第3・1（6）（e））。そのような方法によって新株予約権を行使することを前提とすれば、割当先の資金状況として問題ないと評価することも不合理とまではいえないものと思料する。

さらに、貴社は、SEVEN STAR SYSTEM及びその代表取締役が反社会的勢力に当たらないことを専門機関である日本信用情報サービスの2026年4月21日付け調査により確認している（本届出書第一部第3・1（7））。したがって、SEVEN STAR SYSTEMは反社会的勢力とは関係していないものと認められる。

以上のとおり、SEVEN STAR SYSTEMの資金状況等を踏まえても、割当予定先としての相当性が認められるとする貴社の判断は不合理とまではいえないと思料する。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第 1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第 2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第 3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書（第25期、2026年6月25日提出）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年9月15日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年9月15日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

2．臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」に記載の第25期有価証券報告書の提出日(2026年6月25日)以降、本有価証券届出書提出日(2026年9月15日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長宛に提出しております。

(2026年6月26日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2026年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該定時株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、村田実氏、小林潤一氏、中原真氏、本瀬建氏、伊藤翔太氏の5名を選任するものであります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、古原賢治氏、渡邊五朗氏、棟田裕幸氏の3名を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	20,572	2,908	0	(注) 1	可決 83.19
第2号議案 取締役5名選任の件					
村田 実	20,439	3,041	0	(注) 2	可決 82.65
小林 潤一	20,519	2,961	0	(注) 2	可決 82.97
中原 真	20,512	2,968	0	(注) 2	可決 82.94
本瀬 建	20,523	2,957	0	(注) 2	可決 82.99
伊藤 翔太	20,528	2,952	0	(注) 2	可決 83.01
第3号議案 監査役3名選任の件					
古原 賢治	20,548	2,932	0	(注) 2	可決 83.09
渡邊 五朗	20,541	2,939	0	(注) 2	可決 83.06
棟田 裕幸	20,548	2,932	0	(注) 2	可決 83.09

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2026年7月8日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき本報告書を提出するものです。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2026年4月1日

(2) 当該事象の内容

新株予約権戻入益による特別利益の計上

当社は、第7回新株予約権（2024年8月13日発行）が2026年3月31日をもって権利行使期間が満了し、当該新株予約権は消滅したことから、2027年3月期第1四半期において、未行使分に係る新株予約権戻入益20,886千円を特別利益として計上することといたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の2027年3月期第1四半期における影響額は以下のとおりです。

個別

（特別利益）

新株予約権戻入益 20,886千円

連結

（特別利益）

新株予約権戻入益 20,866千円

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	2026年6月25日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(E D I N E T)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1 に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6 月25日

株式会社ジーネクスト

取締役会 御中

オリエント監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

神戸 宏明

指定社員
業務執行社員

公認会計士

吉田 岳仙

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーネクストの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーネクスト及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、第21期（2022年3月期）から前事業年度まで継続的に営業損失が発生していることに加え、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなっており、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、『継続企業の前提に関する重要な不確実性』に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーネクストの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ジーネクストが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又

は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当連結会計年度の会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年 6 月25日

株式会社ジーネクスト

取締役会 御中

オリエント監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

神戸 宏明

指定社員
業務執行社員

公認会計士

吉田 岳仙

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーネクストの2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーネクストの2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、第21期（2022年3月期）から前事業年度まで継続的に営業損失が発生していることに加え、営業活動によるキャッシュ・フローもマイナスとなっており、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、『継続企業の前提に関する重要な不確実性』に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監

査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。